

【規定改定 新旧対照表】

「当座勘定規定」「当座勘定規定（専用約束手形口用）」「当座勘定規定（パーソナルチェック用）」「代金取立取扱規定」を以下のとおり改定いたします。

当座勘定規定

改訂後	現行
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示されたとき、または手形が呈示期間内に支払のため呈示されたときには、当座勘定から支払います。</p> <p>② 当座勘定の払出しのときには、小切手 <u>または当座預金お引き出し伝票</u> を使用してください。</p> <p>第26条（規定の変更） 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。 以上 <u>（2024年4月1日現在）</u></p> <p><u>付則</u> <u>第1条</u> <u>2024年4月1日より、当座勘定の新規受付を停止しております。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。</u> 以上</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示されたとき、または手形が呈示期間内に支払のため呈示されたときには、当座勘定から支払います。</p> <p>② 当座勘定の払出しのときには、小切手を使用してください。</p> <p>第26条（規定の変更） 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。 以上</p> <p><b>【追加】</b></p>

当座勘定規定（専用約束手形口用）

改訂後	現行
<p>第26条（規定の変更） 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。 以上 <u>（2024年4月1日現在）</u></p> <p><u>付則</u></p>	<p>第26条（規定の変更） 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。 以上</p> <p><b>【追加】</b></p>

<p><u>第1条</u> 2024年4月1日より、当座勘定の新規受付を停止しております。</p> <p><u>第2条</u> 2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。</p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	
---	--

当座勘定規定（パーソナルチェック用）

改訂後	現行
<p>第7条（小切手、手形の支払） （中略） ③ 当座勘定の払戻しの場合には、預金者又は代理人が自己の名義で振出した小切手<u>または当座預金お引き出し伝票</u>を使用してください。</p> <p>第26条（規定の変更） 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（2024年4月1日現在）</u></p> <p><u>付則</u> <u>第1条</u> 2024年4月1日より、当座勘定の新規受付を停止しております。</p> <p><u>第2条</u> 2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。</p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	<p>第7条（小切手、手形の支払） （中略） ③ 当座勘定の払戻しの場合には、預金者又は代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p> <p>第26条（規定の変更） 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><b>【追加】</b></p>

代金取立取扱規定

改訂後	現行
<p><u>2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形は、代金取立の受付を停止しております。</u></p> <p>1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取り扱います。</p>	<p><b>【追加】</b></p> <p>1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取り扱います。</p>

以上